公示番号:170600 国 名 :マラウイ

担当部署:農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名:中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)

### 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:参加型施設管理

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

# 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年11月上旬から2017年12月下旬

(2) 業務 M/M: 国内 0.25M/M、現地 1.50M/M、合計 1.75M/M (3) 業務日数: 国内準備 3日、現地業務 45日、国内整理 2日

但し、現地到着は月曜日が望ましい。

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限: 9月13日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8 012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) > 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf</a>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出 者の契約交渉順位を決定し、2017 年 9 月 27 日(水)までに個別に通知し ます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験40 点②対象国又は同類似地域での業務経験8 点③語学力16 点

④その他学位、資格等

	****
類似業務	灌漑開発事業に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

16点(計100点)

#### 5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

#### 6. 業務の背景

### (1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産(GDP)の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、 総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。しかしながら、栽培技術の課題、農業投入財の入手・使用に関する課題、行政サービスの提供に関する課題などを抱えており、これらの課題を解決して農業生産量の安定と生産性向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II (The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」において、灌漑及び水開発を優先開発分野の一つに据え、天水への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食料と換金作物の生産量向上等の実現に努めてきた。

JICA は、マラウイ政府の要請に基づき、2015 年 3 月~2020 年 3 月までの予定で中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(以下「MIDP2」)の支援を開始した。本プロジェクトは、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制(灌漑技術士認定制度の確立)の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点(MIDP アプローチ)にある。これにより、受益者(政府職員と農家)の主体性を高め、天水に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待される。

MIDP2 プロジェクト対象地域のマラウイ中北部は、大規模な河川が存在せず、雨季を中心に小河川を利用する中小規模の灌漑施設の整備が進められつつある一方、整備後の施設管理、水管理に関しては、地形条件に恵まれていないこと、運営農家の組織体制・機能が不十分であること等から、多くの灌漑施設が、整備後短期間に機能停止している状況が見受けられる。これらの課題に対応するため、本業務では、灌漑施設管理・水管理計画策定と受益者への普及に携わる専門家を派遣し、マラウイ国内の灌漑開発事業の推進を図る。

### (2) プロジェクトの概要

- 協力期間:2015年3月~2020年3月
- カウンターパート (C/P) 機関:

農業灌漑水開発省 (MoAIWD) 灌漑局、カスング灌漑サービス区事務所 (ISD)、ムズズ灌漑 サービス区事務所、ドーワ県灌漑事務所、南ムジンバ県灌漑事務所

● 対象地域(モデル地区):

マラウイ中部:カスング ISD 内、ドーワ県チャンポレ地区・タウィ地区 マラウイ北部:ムズズ ISD 内、南ムジンバ県ゾンベ地区・カトペ地区

● プロジェクトオフィス:カスング農政局(ADD) 上記ドーワ県及び南ムジンバ県とカスング ADD の地理関係については、10. (3) 参考資料の MIDP2 パンフレットにて参照可能。

#### 7. 業務の内容

本案件は、モデルサイトにおいて改善される水管理、施設管理の継続性、定着性の確保及び その検証、普及を目的として、3ヵ年の継続実施(単年度毎)を行っている。昨年初回の短期専 門家が派遣され、今回は2年目の派遣となる。昨年度の派遣専門家は以下の業務を行った。

- 1) 全モデルサイト4地区の概要調査
- 2) チャンポレ地区の水管理・施設管理改善計画の作成
- 3) チャンポレ地区における水管理・施設管理改善計画に関するワークショップ開催
- 4) 灌漑技術者研修を対象とする水管理・施設管理研修の実施

本業務従事者は、昨年度の短期専門家(参加型施設管理)が作成したチャンポレ地区水管理・施設管理改善計画のモニタリング、フォローアップを実施し、ゾンベ地区における同改善計画の新規策定、タウィ地区およびカトペ地区における水管理・施設管理改善計画(案)の作成を行う。チャンポレ地区およびゾンベ地区においてワークショップを開催し、それぞれ水管理・施設管理計画の普及を目指す。また灌漑技術者研修において、本分野の講義を行う。

次年度(最終年度)には、マラウイ国中北部の大部分を占める小中規模灌漑地区における水管理、施設管理上の課題と改善手法に関するマニュアルの策定を予定しており、本案件の業務完了報告書(和文)には、最終年度の参加型水管理・施設管理マニュアル作成へ活かされるよう本件で抽出されたナレッジ・教訓・改善策等を盛り込むことが求められる。具体的な業務内容は以下の通り。

## (1) 国内準備期間 (2017年11月上旬)

- ① MIDP2 及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② 昨年度実施された参加型施設管理専門家の業務完了報告書内容を踏まえ、詳細なワーク プラン(和・英文)を作成する。
- ③ JICA 本部にて業務計画の協議・派遣前打合せを行う。

# (2) 現地業務期間 (2017年11月上旬~2017年12月中旬)

- ① 詳細実施計画の確定 プロジェクト専門家と詳細実施計画(案)に関して打合せを行い、調査計画、調査様式等 の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② 灌漑施設改修工事の施工管理指導(チャンポレ地区) 現在派遣中のプロジェクト短期専門家(灌漑施設/水管理)と調整の下、灌漑技官に対し、現場における灌漑施設の施工管理指導を行う。
- ③ 水管理・施設管理状況のモニタリング及びフォローアップ(チャンポレ地区) 昨年度作成した水管理・施設管理改善計画の実施状況とその課題について現地の実態調査を行い、調査結果と課題・対策をとりまとめる。対策を策定する際は、プロジェクト専門家・カウンターパートと協議の下、現地事情に則した実施可能な内容とする。
- ④ 水管理・施設管理改善計画の作成(ゾンベ地区) 南ムジンバ県ゾンベ地区(2017年度、灌漑施設の整備・改修工事実施中)、において、 昨年度作成されたサイト調査結果を参考に、現地事情に則した水管理・施設管理改善計 画を作成する。
- ⑤ 実地調査(タウィ地区・カトペ地区) ドーワ県タウィ地区(2018年度実施予定)、南ムジンバ県カトペ地区(2019年度実施予定)において、昨年度作成されたサイト調査結果を参考に、水管理・施設管理の現状調査を行う。
- ⑥ 水管理・施設管理改善計画(案)の作成(タウィ地区・カトペ地区) それぞれの現地事情に則した水管理・施設管理改善計画(英文)を作成する。なお両地 区は来年度以降モデルサイト改修を行う予定であり、改善計画は現時点で得られた調査 結果を下に簡易なものを作成する。
- ⑦ 水管理・施設管理改善計画のモニタリング・フォローアップ結果普及(チャンポレ地区)C/Pとともに農家、管理組織に対するワークショップを開催(1回)し、③で実施したモニタリング及びフォローアップを通じて得た課題に対する対応策を指導する。
- ⑧ 水管理・施設管理改善計画についての実地指導(ゾンベ地区) C/Pとともに農家、管理組織に対するワークショップを開催(1回)し、④で策定した改善計画の周知と現場での実施方法について実地指導を行う。
- ⑨ 研修の実施 プロジェクトが実施するC/Pへの参加型施設・水管理研修の講師として、灌漑技官約 30名に対し、灌漑用水管理に関する研修を実施する(1回)。
- 10 報告

現地業務終了時に、プロジェクト及び JICA マラウイ事務所に対し①~⑨に関する概要の報告を行う。

#### (3) 帰国後整理期間(2017年12月下旬)

① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に報告する。

### 8. 成果品等

本契約における成果品は、専門家業務完了報告書(和文・3 部)とする。水管理・施設管理 改善計画書(英文)は参考資料として添付し提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子 データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>

を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。 航空経路は、日本⇒香港⇒ヨハネスブルク⇒リロンゲ⇒日本を標準とする。

(2) 一般業務費

本業務の実施に必要となる車両関連費(業務用)、所要機材、消耗品費(携帯電話、ネット環境)、通信・運搬費(携帯電話通信費等)、資料等作成費(現地での資料印刷費)、その他雑費(ミーティング、研修開催費)については、MIDP2により準備するので、見積書への計上は必要ない。

### 10. 特記事項

#### (1) 留意事項

- ① MIDP2 モデル地区(4 地区)に係る灌漑施設の整備、改修工事の実施は、毎年 5 月から 9 月頃の乾季を予定しており、2016 年度にドーワ県チャンポレ地区(実施済み)、2017 年度に南ムジンバ県ゾンベ地区、2018 年度にドーワ県タウィ地区、及び 2019 年度に南ムジンバ県カトペ地区を予定している。
- ② モデル地区は、主食のメイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する既存の灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、配布資料を参照すること。
- ③ 本業務は、モデルサイトにおいて改善される水管理、施設管理の継続性、定着性の確保及びその検証、普及を目的として、以下のとおり3ヵ年の継続実施(単年度毎)を予定している。2016年度に派遣された専門家により、初年度の業務は実施済みである。今後継続的なモニタリング、フォローアップを実施し、最終年度には、マラウイ国北中部の小中規模灌漑地区における水管理、施設管理上の課題と改善手法をまとめたマニュアルを策定する。最終年度業務への継続性を念頭に、今年度(第2年度)の本業務を計画、実施することが求められる。
- ④ 本業務の活動内容に関する広報記事作成に協力すること。

# (2)業務日程/執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容の派遣期間に応じて提案すること。但し、国内 M/M、現地 M/M、は、2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とする。

② 業務実施体制

長期専門家2名(チーフアドバイザー、業務調整/研修管理) 短期専門家2名(灌漑施設/水管理、参加型施設水管理(本コンサルタント))

- ③ 便宜供与内容
- ア) 空港送迎 便宜供与あり。
- イ) 宿舎手配 便宜供与あり。
- ウ) 移動車両MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。
- エ)通訳傭上なし。
- オ) 現地日程のアレンジ 着任後、専門家との調整により実施する。
- カ) 執務スペースの提供 MIDP2 カスング農政局オフィス内に執務スペース(机、印刷可)を提供する(インターネット利用可)。

# (3)参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-3161) にて配布します。

- ① 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト詳細計画調査報告書 (2014年12月)
- ② Record of discussion on Project for enhancing capacity for medium scale irrigation scheme development, operation and maintenance (2015年1月12日)
- ③ MIDP2 パンフレット(英語版 2016 年 3 月)
- ④ マラウイ国「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)」業務 完了報告書(2016 年 12 月)
- ⑤本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、タイトルに「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- 情報セキュリティ管理細則

# (4) その他

- ① 本業務従事者は、アフリカ地域等の開発途上国において、中小規模の灌漑開発事業に係る水管理、施設管理、研修指導の経験を有する技術者が望ましい。特に、畑地灌漑の経験が望ましい。
- ② 業務の目的、現地の状況等を考慮し、本業務の実施上、必要な機材が想定されれば、プロポーザルの中で提案すること。検討の結果、必要と判断される機材については、プロジェクトにおいて準備する。
- ③ 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf
  - の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。
- ⑤ 現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAマラ

ウイ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にフィールドにて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録すること。

以上